

事 務 連 絡
令和3年 1月 8日

施設長各位

本庄市保健部保育課長

緊急事態宣言に関連した保育所等の対応について

日頃から、本市の保育行政に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記の緊急事態宣言に関連した保育所等の対応について、別添のとおり通知がありましたので御確認ください。

今般の緊急事態宣言も踏まえ、保育の提供にあたりましては、これまでも感染防止策を実施していただいておりますが、保育の継続と保育施設における感染を防止するためにも、感染防止策の更なる徹底をお願いいたします。

- 職員及び園児で発熱等の風邪症状がある場合は、出勤及び登園を避けるよう要請してください。(同居のご家族で発熱等の風邪症状がある場合も含む。)
- 行事の実施にあたっては、実施方法の変更や参加人数の制限等、感染状況に応じた感染防止策をお願いします。
- 職員及び園児等がPCR検査を受けることが分かった場合や濃厚接触者になった場合等は、引き続き、御報告をお願いいたします。

なお、今般の緊急事態宣言は、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的に対策を徹底すること等から、今般の緊急事態宣言期間における保育料及び副食費の日割計算は行いません。

また、ご家庭におきまして、午後8時以降の不要不急の外出自粛、感染リスクが高まる場面を避ける等、日常生活における感染防止策の徹底を重ねてお願いいたします。

【担当】

本庄市保健部保育課保育係

電話0495-25-1128